

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十九年七月一日から九月三十日までとする。

平成二十九年十二月十四日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数  
一件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数  
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
買取決定を行った対象事業者の概要  
一 宮城県沿岸部の水産加工業者（震災による建物損壊、原材料流出のほか、外注先の廃業等により売上が減少）  
二 宮城県沿岸部の宿泊業者（震災により建物が損壊、一時営業停止等により売上が減少）  
三 宮城県内陸部の印刷業者（震災により設備が損壊、原発事故に伴う風評被害等により売上が減少）  
四 茨城県の廃棄物処理業者（震災により工場の一部が損壊、稼働停止により売上が減少）  
買取りに係る債権の元本総額  
四十七億千三百四十八万九千円
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額  
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く）

く。)及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。)

債務の免除 九件、その他 十七件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。)

七十五億六千四百五十六万六千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。)

十億二千五百四十七万七千円

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額(信託の引受けに係る債権を除く。)

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 福島県浜通りの印刷業者(津波により事務所・工場の一部が損壊、取引先の廃業等により売上減少)
- 二 岩手県沿岸部の自動車整備業者(津波により工場等が流出)
- 三 岩手県沿岸部の飲食業者(津波により店舗が浸水し、設備が流出)
- 四 岩手県沿岸部の電気工事業者(津波により事務所等が浸水、工具等が流出)
- 五 宮城県沿岸部の倉庫業者(津波により倉庫が全壊、原発事故に伴う風評被害等により売上が減少)
- 六 宮城県沿岸部の物品賃貸業者(津波により商品在庫等が流出)
- 七 宮城県沿岸部の食品製造業者(津波により工場が損壊、在庫が流出、製造を一時休止したほか風評被害により売上が減少)
- 八 岩手県沿岸部の水産加工業者(津波により事務所・工場・設備が全て流出)
- 九 岩手県内陸部の建設業者(震災により設備等が損壊)
- 十 宮城県沿岸部の医療業者(津波により建物・機器等が流出)
- 十一 宮城県沿岸部の水販売業者(津波により保有車両が流出、仕入先が被災したことによる間接被害)
- 十二 岩手県沿岸部の食品製造業者(震災による物流網の停止と原発事故の風評被害により売上が減少)
- 十三 岩手県沿岸部の電気工事業者(震災により本社事務所が損壊)
- 十四 福島県中通りの製造業者(震災により工場・設備が損壊、間接被害により受注減少)
- 十五 宮城県沿岸部の運送業者(津波により本社事務所・車庫が損壊、業務用車両も大半が流出)
- 十六 岩手県沿岸部の製造業者(津波により建物内の機械・設備が流出)
- 十七 茨城県の廃棄物処理業者(震災により工場の一部が損壊、稼働停止により売上が減少)

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額  
十五億八千二百五十五万九千円